

商品類型 No.138「建築製品(材料系の資材)Version1.5」認定基準の軽微な改定について
分類 B-1 ~排水・通気用硬質ポリ塩化ビニル管~

【改定の概要】

本商品類型で適用範囲としているリサイクル硬質ポリ塩化ビニル管は、本類型よりも先に制定されていた No.131「土木製品 Version1」の上下水道材とカテゴリーが重複しており、同様な製品を対象としているが基準内容に差が生じている。

今回の改定では、新しい基準である No.138 を優先とし、対象を No.131 から No.138 に移行、統合をした。なお、三層管よりも多くの再生材料を使用できる単層管 (AS58) については基準値を別途盛り込み、グリーン購入法で配慮事項となっている回収・リサイクルシステムについても盛り込むこととした。

【改定案(抜粋)】

2. 適用範囲

リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797

リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798

排水用リサイクル硬質塩化ビニル管 AS58

下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 AS62

硬質塩化ビニル製ます・マンホール用リサイクル三層立上り部 PMMS301

併せて No.131「土木製品 Version1」の同 3 品目については対象から削除した。

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

- (1) 製品に含まれるプラスチックの質量に占める再生プラスチック材料の質量割合が 30%表1に定める配合率 以上であること。

表1 再生材料の基準配合率

対象	基準配合率(質量%)
<u>三層管 (JIS K 9797、JIS K 9798、AS62、PMMS301)</u>	<u>30%</u>
<u>単層管 (AS58)</u>	<u>80%</u>

- (3) 製品は、使用后さらにリサイクル可能であること。製造あるいは販売事業者(事業者団体を含む)などが提供するシステムとして、申込製品を回収・リサイクルするシステムがあり、そのための情報提供がなされていること。

【証明方法】

回収・リサイクルシステム、およびリサイクル方法について説明する資料を提出すること。

(56) 品質は、該当するJIS規格などに適合していること。

【証明方法】

申込者は、該当するJIS規格などに適合していることを示す試験結果などの証明書を提出すること。申込製品または申込製品製造工場が、JISの認定を受けている場合は、JIS認定の写しを提出することで基準への適合の証明に代えることができるものとする。

5 . 商品区分、表示など

(1) 商品区分(申込単位)は、2.適用範囲に示すJISの種類毎およびブランド名毎とする。
色、寸法の大小による区分は行わない。

改定日：2009年11月4日